公営企業の経営規律の確立に向けた 検討について

令和元年6月13日

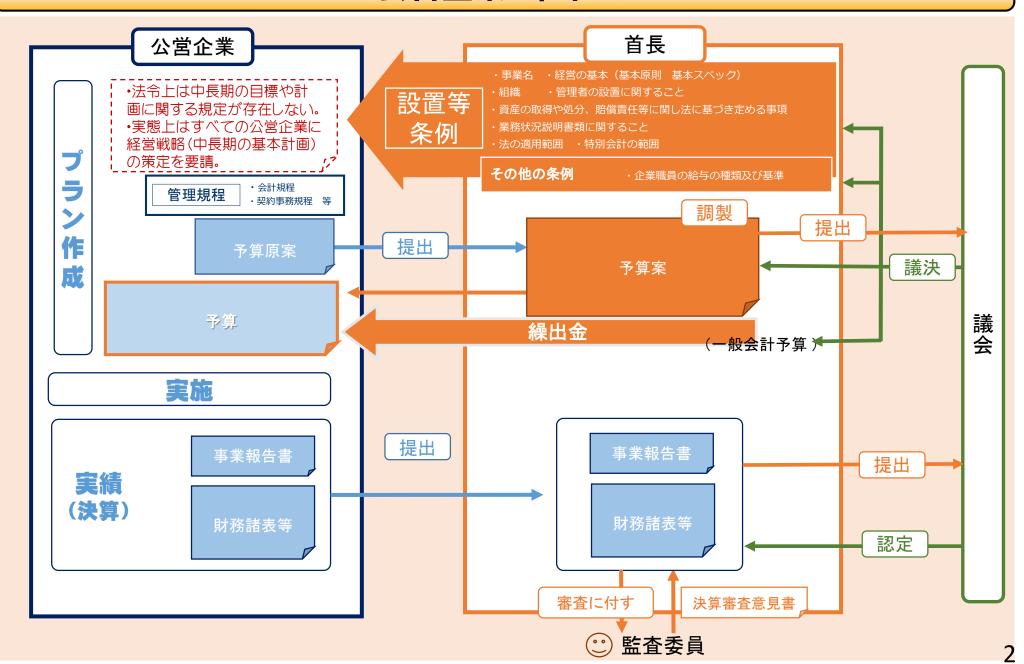
総務省自治財政局公営企業課

「人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会」主な論点(抜粋)

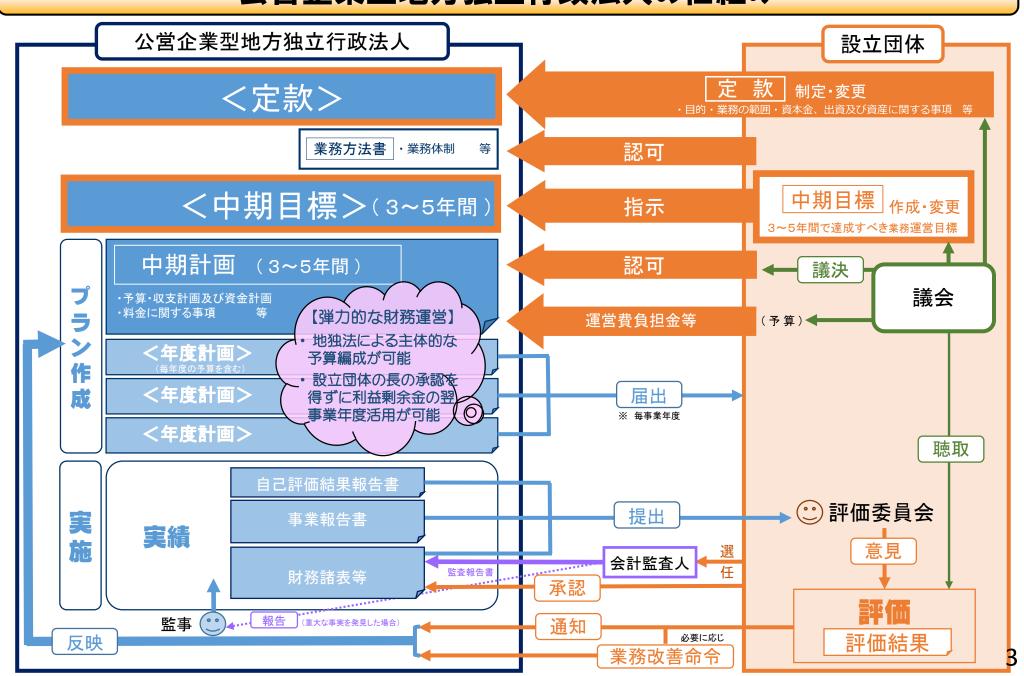
《各地方公共団体における公営企業の経営規律の確立》

- 各地方公共団体が、公営企業に対して更なる経営改革、経営改善を促していくためには、あらかじめ首長等が、公営企業が果たすべき一定の経営ミッションを設定することが有効ではないか。
 - ◆ 例えば、公営企業の設置条例等において、公営企業の基本原則である「企業の経済性の発揮」と「公共の福祉の増進」の二つの観点を踏まえつつ、経営の基本となる当該公営企業の経営ミッション(住民サービスのあり方、施設の管理水準等)や一般会計繰出金に関する方針等を定める仕組みが考えられるのではないか。
- 公営企業においては、経営ミッションを踏まえた経営戦略を策定し、自立的かつ計画的に経営成績を改善するため、経営戦略に基づくPDCAサイクルを強固なシステムとして確立する必要があるのではないか。その際、経営戦略の見直しをどのように行っていくかの検討も必要ではないか。
- その上で、一定期間内における公営企業の経営成績について、客観的かつできる限り定量的に評価する仕組みも検討する必要があるのではないか。
 - ◆ 評価の具体的な仕組みについては、地方独立行政法人制度(※)も参考にしつつ、監査委員による決算審査や、議会(住民)の議決等との関係も 含め、検討すべきではないか。
 - ※ 地方独立行政法人制度においては、設立団体の長が法人の経営に係る中期目標を定め、当該法人はこれに基づく中期計画を策定するとともに、その業務の実績については長が評価委員会の意見を聴いた上で評価することとされている。
 - ◆ 水道事業や下水道事業など、耐用年数の長い大規模な資産の維持管理が重要な経営ミッションである事業については、特に中長期的な持続可能性の 担保が求められるのではないか。
 - ◆ 経営比較分析表における経営指標の活用等により、各団体において一定のKPIを設定するための手法を示すことも考えられるか。
- 各団体に条例上の対応や評価制度の構築等の取組を求める場合には、その根拠を明確化する観点から、法令上の位置付けを行う 必要があるのではないか。
- 一般会計と公営企業会計の経費負担区分についても、昭和41年の法改正当時の議論も考慮に入れつつ、上記の仕組みを踏まえ た適切なあり方を検討する必要があるのではないか。

公営企業の仕組み



公営企業型地方独立行政法人の仕組み



【参考1】地方公営企業の設置等に関する条例の準則

○地方公営企業の設置等に関する条例の準則について

(抄)

(昭和41年8月20日付け自治企一第二号自治省財政局長通知)

別紙第一

何市(町村)水道事業の設置等に関する条例(準則)

(水道事業の設置)

- 第一条 生活用水その他の浄水を市(町村)民に供給するため、水道事業を設置する。 (経営の基本)
- 第二条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう に運営されなければならない。
- 2 給水区域は、何市(町村)の区域内とする。
- 3 給水人口は、○○人とする。
- 4 一日最大給水量は、○○立方メートルとする。

(組織)

第三条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)第十 四条の規定に基づき、水道事業の管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する事務 を処理させるため、水道部(課)を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

- 第四条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格)が○○千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、一件○○平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。(議会の同意を要する賠償責任の免除)
- 第五条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第四項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が〇〇千円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等)

第六条 水道事業の業務に関し法第四十条第二項の規定に基づき条例で定めるものは、負担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が○○千円以上のもの及び法律上市(町村)の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が○○千円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

- 第七条 管理者は、水道事業に関し、法第四十条の二第一項の規定に基づき、毎事業年度 四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日までに、十月一 日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までに市(町村)長 に提出しなければならない。
- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、 十一月三十日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日ま でに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそ れぞれ明らかにしなければならない。
- 一 事業の概況
- 二 経理の状況
- 三 前二号に掲げるもののほか水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と 認める事項

3 天災その他やむをえない事故により、第一項に定める期日までに同項の業務の状況を 説明する書類を提出することができなかつた場合においては、管理者はできるだけすみや かにこれを提出しなければならない。

※昭和61年最終改正(その後の地方自治法改正が未反映)

[管理者を置かない場合]

第 条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)第 七条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第八条の二の規 定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。

〔二以上の事業を通じて一人の管理者を置く場合〕

- 第 条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)第 七条ただし書の規定に基づき、水道事業及び工業用水道事業を通じて管理者一人を置く。 [簡易水道事業とあわせて一の特別会計を設ける場合] (特別会計)
- 第 条 法第十七条及び地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第八条の四の規定に基づき、水道事業及び簡易水道事業を通じて一の特別会計を設ける。

附則

[既に法の規定の全部が適用されている場合]

- 1 この条例は、昭和四十二年一月一日から施行する。
- 2 昭和四十二年一月一日から同年三月三十一日までの間に行なわれる資産の取得及び処分に対する第四条の規定の適用については、同条中「法第三十三条第二項の規定により予算で定め」とあるのは、「地方公営企業法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十号)附則第二条第三項の規定により適用される法第三十三条第二項の規定により議会の議会を経」とする。
- 3 次に掲げる条例は、廃止する。
- 一 何市(町村)水道事業の組織に関する条例(昭和○○年条例第○○号)
- 二 何市(町村)水道事業の業務の状況を説明する書類の提出に関する条例(昭和○○ 年条例第○○号)

[現在財務規定等が適用されている場合]

- 1 この条例中第一条、第二条、第四条から第六条まで及び附則第二項の規定は昭和四十二年一月一日から、第三条、第七条及び附則第三項の規定は同年四月一日から施行する。
- 2 昭和四十二年一月一日から同年三月三十一日までの間に行なわれる資産の取得及び処分に対する第四条の規定の適用については、同条中「法第三十三条第二項の規定により予算で定め」とあるのは、「地方公営企業法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十号)附則第二条第三項の規定により適用される法第三十三条第二項の規定により議会の議決を経」とする。
- 3 何市(町村)水道事業の業務の状況を説明する書類の作成に関する条例(昭和○○年条例第○○号)は、廃止する。

「新たに法の規定の全部が適用される場合]

この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

【参考2】 地方公営企業の事業報告書(地方公営企業法施行規則)

別記第十四号(第四十八条関係)

事業報告書様式

平成何年度(地方公共団体名)何事業報告書

- 1 概 況
- (1) 総 括 事 項
- (2) 議会議決事項
- (3) 行政官庁認可事項
- (4) 職員に関する事項
- (5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項
- 2 工 事
 - (1) 建設工事の概況
 - (2) 改良工事の概況
- (3) 保存工事の概況
- 3 業 務
- (1) 業 務 量
- (2) 事業収入に関する事項
- (3) 事業費に関する事項
- (4) その他主要な事項
- 4 会 計
- (1) 重要契約の要旨
- (2) 企業債及び一時借入金の概況
- (3) その他会計経理に関する重要事項
- 5 附帯事項
 - (1) 何事業の概況
- 6 そ の 他
- (1) 決算日後に生じた企業の状況に関する重要な事実
- (2) そ の 他

【参考3】 地方独立行政法人の定款

○地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)

(定款)

- 第八条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。
 - 一 目的
 - 二 名称
 - 三 設立団体
 - 四 事務所の所在地
 - 五 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人(以下「一般地方独立行政法人」という。)の別
 - 六 役員の定数、任期その他役員に関する事項
 - 七 業務の範囲及びその執行に関する事項
 - 八 公共的な施設(住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいう。以下この条、第二十一 条第六号及び第二十四条において同じ。)の設置及び管理を行う場合には、当該公共的な施設の名称及び所在地
 - 九 資本金、出資及び資産に関する事項
 - 十 公告の方法
 - 十一 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項
- 2 定款の変更は、設立団体(設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあっては、設立団体及び加入設立 団体(新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。))の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大 臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであ るときは、この限りでない。
- 3 第一項第五号に掲げる事項についての定款の変更は、特定地方独立行政法人を一般地方独立行政法人とする場合に 限り、行うことができる。
- 4 設立団体の長は、第一項第五号に掲げる事項についての定款の変更を行おうとするときは、あらかじめ、第十一条第一項に規定する評価委員会の意見を聴かなければならない。

公営企業の経営規律の確立と監査制度との関係

- 1 地方公共団体の監査制度については、平成29年度の地方自治法の改正により、地方公共団体の内部統制の強化と併せて、監査委員が「監査基準」を策定し、それに従って監査等を実施しなければならないこととされた。これを受けて、平成31年3月には、総務省(自治行政局)から「監査基準(案)」及び「実施要領」が示されている。
- 2 地方自治法第199条第3項では、「監査委員は、第1項(財務監査)又は前項(行政監査)の規定による監査をするに当たつては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨(住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならず、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない)にのつとつてなされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。」とされている。
- 3 これに加えて、地方公営企業については、地方公営企業法第30条第3項において、「監査委員は、前項 (決算)の審査をするに当たっては、地方公営企業の運営が第3条の規定(経営の基本原則)の趣旨 (企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければなら ない)に従ってされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない」との規定が置かれているが、この点、 具体的にどのように実施するかについては各地方公共団体に任されている。
- 4 今回、経営の基本原則を具現化するものとして、各地方公共団体において公営企業の経営ミッション等を明らかにする仕組みを導入し、事前に設定された経営ミッション等にを踏まえた事業報告書や財務諸表等を提出させることとなれば、その実績を審査するに当たって、公営企業特有の視点(企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されているか)について、より具体的かつ実効性のある監査が可能となるのではないか。